## 相続関連業務の報酬規定表 2017年7月~現在

I.遺産承継業務
----------

■ 遺産承継業務	担信財产の証価額	1,000万円以下	¥10,0000
■ 退圧/4 № 未労	相続財産の評価額	1,000万円超	評価額の1%

## Ⅱ.遺言書の起案及び作成相談等

■自筆証書遺言			¥45,000~	※事案内容により異なります。
■公正証書遺言			¥50,000~	※事案内容により異なります。
■証人立会料		1名につき	¥10,000	
■遺言執行	執行する相続財産の評価額		評価額の1%~	※事案内容により異なります。
■ 特別代理人選任申立書作成			¥30,000	
■相続放棄申述書作成			¥30,000	

上記業務に伴う相続人及び相続財産の調査は、下記IVの報酬規定に準じます。

## Ⅲ.相続登記等

■ 所有権移転登記(相続)	不動産価格	500万円以下	¥50,000	
		2,000万円以下	¥60,000	※左記は不動産個数1~5件の場合。
		4,000万円以下	¥70,000	不動産個数6件以上の場合は、 5件毎にそれぞれ5,000円加算。
		6,000万円以下	¥80,000	※管轄が2つ以上の場合には、
		1億円未満	¥90,000	2つ目は4割減、3つ目以降は5割減
		1億円超	¥100,000	
■ 相続登記に伴う遺産分割協議書作	F成(分割対象が不動産のみ)		¥5,000~	※事案内容により異なります。
■ 相続登記に伴う戸籍謄本等の取得		1通につき	¥ 1,000	

## IV 相続人及が相続財産の調査

■ 相続関係説明図の作成  ■ 法定相続情報一覧図の交付請求  ■ 万籍謄本等の取得  「通につき ¥1,500  ■ 評価証明書・名寄帳の取得  「通につき ¥1,500  ■ 謄本・公図等の取得(登記情報)  ■ 謄本・公図等の取得(送記情報)  ■ 謄本・公図等の取得(法務局)  ■ 企融機関の残高証明書  「金融機関につき ¥5,000  ■ 20,000~  ※事案内容により異なります。	17. 伯杭八及び伯杭別性の調査			
<ul> <li>戸籍謄本等の取得</li> <li>評価証明書・名寄帳の取得</li> <li>贈本・公図等の取得(登記情報)</li> <li>贈本・公図等の取得(法務局)</li> <li>金融機関の残高証明書</li> <li>1通につき</li> <li>¥250</li> <li>★500</li> <li>★250</li> <li>★250</li></ul>	■相続関係説明図の作成		¥3,000	
<ul> <li>評価証明書・名寄帳の取得</li> <li>謄本・公図等の取得(登記情報)</li> <li>謄本・公図等の取得(法務局)</li> <li>金融機関の残高証明書</li> <li>1適につき</li> <li>¥5,000</li> </ul>	■ 法定相続情報一覧図の交付請求		¥5,000	
<ul> <li>謄本・公図等の取得(登記情報)</li> <li>1通につき</li> <li>1通につき</li> <li>¥500</li> <li>金融機関の残高証明書</li> <li>1金融機関につき</li> <li>¥5,000</li> </ul>	■ 戸籍謄本等の取得	1通につき	¥1,500	
■ 謄本・公図等の取得(法務局) 1通につき ¥500 ■ 金融機関の残高証明書 1金融機関につき ¥5,000	■ 評価証明書・名寄帳の取得	1通につき	¥1,500	
■ 金融機関の残高証明書 1金融機関につき ¥5,000	■ 謄本・公図等の取得(登記情報)	1通につき	¥250	
	■ 謄本・公図等の取得(法務局)	1通につき	¥500	
■ 遺産分割協議書作成 ¥20,000~ ※事案内容により異なります。	■ 金融機関の残高証明書	1金融機関につき	¥5,000	
	■ 遺産分割協議書作成		¥20,000~	※事案内容により異なります。